

## 前橋観光コンベンション協会コンベンション誘致促進助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、前橋市へのコンベンションの誘致促進を図るため、前橋観光コンベンション協会が交付するコンベンション誘致促進助成金（以下「助成金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会・会議・総会・大会およびこれに準ずるもの。
- (2) ブロック規模 参加者が群馬県を含む3県以上から参集するもの。
- (3) 全国規模 参加者が全国各地から参集するもの。
- (4) 国際規模 コンベンション名称に「国際」と付き、参加者が日本を含めた2か国以上から参集するもの。

### (審査委員会の設置)

第3条 助成金の交付先の選考及び助成金額の決定を行うため、審査委員会を設置する。

2 審査委員会の委員は次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 前橋観光コンベンション協会専務理事
- (2) 前橋観光コンベンション協会事務局長
- (3) 前橋市文化スポーツ観光部長
- (4) 前橋市文化スポーツ観光部観光政策課長

3 審査委員長は前橋観光コンベンション協会専務理事をもって充てる。

4 審査委員会は、第6条の規定による申請書の提出（以下「交付申請」という。）があった場合に随時開催するものとし、審査委員長が招集する。

5 審査委員会は、審査委員会の委員の過半数の出席をもって成立し、交付の決定は、出席委員の全員の賛成をもって行う。

6 助成金の交付先の選考及び助成金額は、予算の範囲内において、交付要件及び助成金額を総合的に勘案して決定する。

7 審査委員長は、審査委員会を審査概要を記載した書面表決をもって開催に代えることができる。

### (交付要件)

第4条 交付対象となるコンベンションは、次の各号の要件のいずれにも該当するものとする。ただし、第1号から第3号までについては、前橋観光コンベンション協会理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 会期が2日以上で、主たる宿泊地が前橋市内に見込まれるもの。
- (2) 国際規模のコンベンションにあつては、参加者総数が50人以上であること。
- (3) 全国規模・ブロック規模のコンベンションにあつては、参加者総数が100人以上であること。
- (4) 産業、経済、学術、技術、文化又は芸術の振興に寄与するものであること。
- (5) 営利を目的としないものであること。
- (6) 政治又は宗教活動を目的としないものであること。
- (7) 前橋市又は前橋市の関係団体から助成を受けていないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、交付対象とすることができない。

- (1) 国・県・市等が主催するもの。
- (2) 国・県・市等が共催・後援等するもので、開催費用の相当額をこれら団体が負担するもの。

- (3) プロスポーツ、コンサート、演劇など不特定多数の参加者から入場料等を徴収する興行等に類するもの。

(助成金額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分について、当該各号に定めるところにより助成することとし、コンベンション参加者名簿掲載のそれぞれの区分の人数に1人当たりの金額を乗じたものの合計とする。

- (1) 国際規模コンベンション 外国人参加者1名当たり3,000円、県外参加者1名当たり1,000円
  - (2) 全国規模コンベンション 県外参加者1名当たり1,000円
  - (3) ブロック規模コンベンション 県外参加者1名当たり500円
- 2 前項の規定にかかわらず、助成金額の上限は、国際規模・全国規模は100万円、ブロック規模は50万円、又は当該コンベンション開催総経費から収入額(当該助成金を除いた額)を除いた金額のいずれか低い方を上限額とする。
- 3 前項の開催総経費は、次に掲げるものとする。
- (1) 旅費
  - (2) 宿泊費
  - (3) 会場費
  - (4) 通信費
  - (5) 運搬費
  - (6) 印刷費
  - (7) その他審査委員会が必要と認める経費
- 4 2つ以上のコンベンションが同時に開催される場合は、助成金額の高いものを一つを交付対象とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、コンベンション開催予定日の1か月前までに、次に掲げる書類を添えて、誘致促進助成金交付申請書(様式1)を理事長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要な書類

(交付決定)

第7条 理事長は、審査委員会の審査により助成金の交付が適当と認めるときは、交付決定通知書(様式2)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 助成金の交付申請をした者(以下「交付申請者」という。)は、既に提出した申請書類の内容を変更する場合は、速やかに誘致促進助成金申請内容変更届出書(様式3)を理事長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(申請の取下げ)

第9条 交付申請者は、助成金の交付が不要となったとき又は交付要件に合致しなくなったときは、速やかに誘致促進助成金交付申請辞退届出書(様式4)を理事長に提出するものとする。

(実施報告)

第10条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、対象となったコンベンションの終了後原則として2か月以内に、次に掲げる書類を添えて、事業実施報告書(様式5)を理事長に提出するものとする。

- (1) 事業決算書
- (2) コンベンション参加者名簿（県外参加者数が確認できる名簿）
- (3) その他必要な書類

（助成金額の確定）

第 1 1 条 理事長は、前条の規定による実施報告を受けた場合において、実施報告書の審査により交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額決定通知書（様式 6）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第 1 2 条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに誘致促進助成金交付請求書（様式 7）を理事長に提出するものとする。

（調査）

第 1 3 条 理事長は、助成金の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、交付決定者に助成金対象コンベンションに係る帳簿書類等の提出及び説明を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第 1 4 条 理事長は、助成金の交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象コンベンションを完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 申請事項及び報告事項に虚偽又は不正があったとき。
- (3) この要綱に定める事項に違反したとき。

2 前項の規定は助成金額の確定があった後、又は既にその助成金の交付を受けた後においても適用する。

（助成金の返還等）

第 1 5 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該取り消しに係る部分に関し、期限を定めて返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 5 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 2 月 1 日から施行する。